

家庭ごみ案内センター運営業務委託に係るプロポーザル実施要項

1. 委託業務の名称

家庭ごみ案内センター運営業務

2. 委託する業務の内容

家庭ごみ案内センター運営業務仕様書のとおり

3. 事業期間及び契約期間

(1) 事業期間

令和3年10月1日から令和8年9月30日まで（5年間）

(2) 契約期間

令和3年度においては、契約日から令和4年3月31日までとし、令和4年度以降は、特段の事情がない限り、令和3年度の契約事業者と同一条件による契約（単年度契約）を行う。

4. 選定方法

公募型プロポーザル方式とし、家庭ごみ案内センター運営業務に対する技術や能力に加え、更なる市民サービスの向上につながる提案を求め、その内容等を総合的に比較検討し、最も適格と判断される事業者を選定する。

5. 提案上限額

総額で227,736千円（消費税及び地方消費税相当額を含む）を上限とする。

6. 応募資格

次の各号に掲げる条件をすべて満たす者とする。

- (1) 仕様書に記載する全ての業務を円滑かつ確実に遂行できること
- (2) 尼崎市契約規則（昭和41年尼崎市規則第9号）第4条に定める競争入札参加有資格者名簿に登録されている者であること
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと
- (4) 尼崎市指名停止基準に基づき、指名の停止を受け、その停止期間中でないこと
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立、または民事再生法（平成11年法律第256号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立がなされていないこと
- (6) 自己または自社の役員等またはその経営に実質的に関与している者が、次の事項のいずれにも該当しないこと
 - ① 宗教の教義を推進し、支持し、またはこれに反することを主たる目的とする団体の構成員
 - ② 政治上の主義を推進し、支持し、またはこれに反することを主たる目的とする団体の構成員
 - ③ 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。）の候補者（当該候補者になろうとするものを含む。）もしくは公職にある者または政党を推薦し、支持し、またはこれらに反対することを目的とする団体の構成員
 - ④ 暴力団（尼崎市暴力団排除条例（平成25年条例第13号）第2条第2項に規定する暴力団

をいう。)または暴力団員(同条例第2条第3項に規定する暴力団員をいう。)もしくは暴力団密接関係者(同条例第2条第4項に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者をいう。)

- ⑤ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条及び第8条に規定する処分を受けている団体またはその構成員の統制の下にある団体の構成員
- ⑥ 尼崎市長が代表者またはこれに準ずる地位にある者となっている団体の構成員
- (7) 国税及び地方税に滞納がないこと
- (8) 本業務を一括して再委託しないこと(ただし、業務の一部について再委託する旨をあらかじめ本市に明示し、本市の承認を得たものについては、この限りでない。)

7. 応募者の失格要件

応募者が次の各号のいずれかに該当すると本市が判断した場合は、失格とする。

- (1) 本要項を遵守しない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (4) 参加資格を欠いていることが判明した場合
- (5) その他、応募者の失格事項に該当するものと本市が判断した場合

8. 提案の受付等

(1) 提案にあたり提出を求める書類

次のとおりとする。なお、提出書類はA4サイズを基本とするが、やむを得ない場合はA3サイズを使用することも可能とする(ただし、折り込むなどの措置を講ずること)。

- ① 家庭ごみ案内センター運営業務に係る企画提案申込書(第1号様式)
- ② 企画提案書(任意様式)
本業務受託にあたっての方針やPRポイントなどを示すもの
- ③ 会社概要(任意様式)
事業者の経歴や事業概要について簡潔に記載したもの
※複数事業者による共同体での受託の場合は、全事業者分を提出すること
一部業務について再委託を行う場合は、再委託先事業者分も提出すること
- ④ 業務実施体制に関する書類(任意様式)
当該業務を受託した場合の業務実施体制や担当者(統括責任者、進行管理者、実務担当者等)の役職・氏名・経歴・業務分担内容等について記載したもの
※複数事業者による共同体での受託の場合は、その構成及び主たる事業者を明示すること
一部業務について再委託を行う場合は、再委託業務について明示すること
- ⑤ 見積書及び内訳書(任意様式)
尼崎市長宛てとし、事業者名及び代表者名を記載し社印及び代表社印を押印したもの
※本体価格及び消費税相当額を記載すること
- ⑥ 登記事項証明書
発行後3カ月以内のもの
※複数事業者による共同体での受託の場合は、全事業者分を提出すること
一部業務について再委託を行う場合は、再委託先事業者分も提出すること

⑦ 国税、都道府県税及び市町村税の納税証明書

発行後6カ月以内のもの

※複数事業者による共同体での受託の場合は、全事業者分を提出すること
一部業務について再委託を行う場合は、再委託先事業者分も提出すること

(2) 書類の提出方法等

- ① 提出期限 令和3年4月28日（水曜日）午後4時45分
- ② 提出部数 9部
- ③ 提出方法 尼崎市経済環境局環境部業務課（尼崎市大高洲町8番地）に持参または送付（送付の場合は、送付及び到達に係る記録が残る方法に限る）

9. 提案に係る質問の取扱い

提案に係る質問については、令和3年4月23日（金曜日）午後4時45分までの間、家庭ごみ案内センター運営業務に関する質問票（第2号様式）を用いて電子メールにより受け付ける（電話等による口頭での質問には一切応じない）。その際、電子メールの件名は「家庭ごみ案内センタープロポーザル質問（事業者名）」とすること。

回答については、本市ホームページ内において、質問事項とともに随時公表する（質問者に関する情報等は公表しない）。

10. 提案内容に係る審査

別途設置・開催する受託者選定会議において、8.(1)の提出書類及び同会議において行うプレゼンテーション（企画提案内容についての口頭等での説明及び質疑応答）の内容を総合的に評価して選定する。応募者が1者のみの場合においても、審査の結果、提案内容が委託業務を遂行するに足ると認められる場合には、当該応募者を受託候補者として選定することとする。

なお、審査経過については公表しないと同時に、審査結果についての異議申立は受け付けない。プレゼンテーションの実施については、次のとおりとする。

- ・実施日 令和3年5月初旬から中旬（詳細は別途通知）
- ・実施場所 尼崎市内（詳細は別途通知）
- ・参加人数 1事業者につき3名まで
- ・実施方法 事業者ごとに提案内容について20分程度の口頭等での説明を行い、その後10分程度の質疑応答を行う。説明に用いる資料は7.(1)の提出資料のみとするが、説明にあたりスクリーンに映写する必要がある場合は、資料提出の際その旨を申し出ること。なお、プロジェクター及びスクリーンについては本市で用意するが、パソコン（USB-Aによる外部接続が可能なもの）については事業者で準備すること。

11. 審査結果の通知

10.の審査に係る結果については、合否に関わらず全ての事業者に書面により通知する。

12. 受託候補者との契約の締結

選定された受託候補者と契約の締結に必要な事項について協議調整を行った後、本市の契約手続を経て契約を締結する。なお、受託候補者との協議調整が調わない場合は、次点者と協議調整を行うこととする。

13. その他の留意事項

- (1) 選考、審査の経緯に関する質問には一切応じない。
- (2) 書類や電子メールの送達に関する事故については、本市はいかなる責任も負わない。
- (3) 本プロポーザルへの応募に要する費用は、全て応募する事業者の負担とする。
- (4) 提出された書類は返却しない。なお、選考に必要な範囲において複写することがある。
- (5) 本業務及び本プロポーザルに関して知り得た一切の情報において、第三者に開示、または漏洩することを禁ずる。なお、契約終了後においても同様とする。
- (6) 本要項に定めのない事項または要項に定める事項について変更の必要性や疑義が生じたものについては、本市及び受託候補者とで協議して処理する。

14. 問い合わせ先

尼崎市経済環境局環境部業務課（尼崎市大高洲庁舎3階）

住 所 〒660-0842 尼崎市大高洲町8番地
電 話 06-6409-6833（午前8時から午後5時まで）
F A X 06-6409-1193
電子メール ama-gyoumu@city.amagasaki.hyogo.jp
担 当 者 庶務担当係長 鎌田（かまた）

以 上

家庭ごみ案内センター運営業務に係る企画提案申込書

令和 年 月 日

尼崎市長 あて

所在地 _____
商号または名称 _____
役職・代表者名 _____

家庭ごみ案内センター運営業務に係る企画提案に参加申込みいたします。

なお、家庭ごみ案内センター運営業務委託に係るプロポーザル実施要項に示す参加資格のすべてを満たすとともに、本申込書及び提出書類の内容について、事実と相違ないことを誓約します。

<提出書類>

- (1) 家庭ごみ案内センター運営業務に係る企画提案申込書（本書類）
- (2) 企画提案書
- (3) 会社概要
- (4) 業務実施体制に関する書類
- (5) 見積書及び内訳書
- (6) 登記事項証明書
- (7) 国税、都道府県税及び市町村税の納税証明書

※提出する書類の口にチェックを入れてください

<担当者連絡先>

部署・所属 _____
担当者名 _____
電話番号 _____
メールアドレス _____

※電話番号及びメールアドレスは、今後の連絡に使用するものをご記入ください

以上

家庭ごみ案内センター運営業務に関する質問票

令和 年 月 日

尼崎市長 あて

所在地 _____
 商号または名称 _____
 役職・代表者名 _____

No.	質問事項
1	
2	
3	

<注意事項>

- (1) 記入する欄が不足する場合は、適宜拡大・追加してください。なお、別葉記載は避けてください。
- (2) 提出先メールアドレス ama-gyoumu@city.amagasaki.hyogo.jp
 なお、送信するメールの件名は「家庭ごみ案内センタープロポーザル質問（事業者名）」としてください。
- (3) 電話等による口頭での質問や締切を過ぎた質問には、一切回答いたしません。
- (4) 質問がない場合は、提出は不要です。

<担当者連絡先>

部署・所属 _____
 担当者名 _____
 電話番号 _____
 メールアドレス _____